

杉並区立桃井第一小学校いじめ防止基本方針（改訂）

令和8年4月の杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改訂を受け、これまで以上に児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、今後のいじめ防止対策を一層総合的且つ効果的に推進することを目的として以下のとおり基本方針を改訂します。

Ⅰ いじめについての理解

（１）いじめの定義

いじめとは、相手の行為により被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、児童・生徒が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（３）いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

イ 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、被害児童・生徒の安心・安全を確保する責任がある。学校いじめ対策委員会においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎない。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえて、学校の教職員は、いじめの被害児童・生徒と加害児童・生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 本校のいじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校、どの児童にも起こり得るものという認識の下、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決を図る。

- いじめを許さないという教職員の意識向上を図るとともに、組織的に且つ迅速に対応できる校内体制を整える。
- 道徳科や人権教育、情報モラル教育等全ての教育活動において、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できる児童を育成する。
- 家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめ問題の未然防止、早期発見、事案対処に向けた取組を進める。

3 本校におけるいじめ防止などに関する取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

区基本方針及び国・東京都の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める（法第13条）。

(2) いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）の設置

本校では、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当教諭、スクールカウンセラー、その他必要と認める者を構成員として委員会を設置する。

(3) 未然防止に向けた主な取組

本校ではいじめの未然防止に向けて、下記の取組を計画的に行う。

- ア 児童がいじめの問題を自らの課題として捉え、主体的に考え行動できるようにするための児童会活動や学級活動 等の推進。
- イ 道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動、たてわり班活動などの推進
- ウ 年3回以上の「いじめに関する授業」を実施 ※4年生で弁護士によるいじめ防止の授業の実施
- エ 年3回以上の校内研修の実施
- オ 情報モラル教育年間指導計画を作成及び、関係機関と連携した児童に対する情報モラル教育の充実
- カ 保護者・地域等との連携の促進（道徳地区公開講座、セーフティ教室、学校運営協議会、学校支援本部 等）

(4) 早期発見・事案対処に向けた取組

- ア 「いじめ対応マニュアル」「教員向けチェックリスト」等を活用し、児童がいじめにあっていないか確認
- イ 毎月のいじめ発生件数等の報告、東京都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせた年3回以上のいじめを把握するアンケートの実施、SCを活用した面談等の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握する。
- ウ 教育相談コーディネーターと、保護者や地域、関係機関との連携やSCとの相談・面談等の調整を図る。
- エ 教職員のいじめ問題への指導力を高め、組織的に対応する

- オ 被害児童の心のケアについて、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関と連携して、被害児童への支援を行う。
- カ 学級診断アセスメントテスト等の活用

(5) 記録の作成・保存

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童が卒業、転学、退学等をしてから5年間が経過するまでは適切に保存する。

4 教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱わせるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

5 いじめ重大事態への対処

いじめ重大事態とは、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

(1) 重大事態の定義

【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

ア 重大事態発生の報告

いじめの重大事態が発生したときは、直ちに学校問題対応支援係CEDAR（シダー）に一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会へ提出する。

イ 資料の収集・整理

いじめ重大事態が発生したときは、学校が定期的に行っているアンケートや教育相談の記録、委員会の会議録及び学校の対応記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 調査の実施

学校は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

エ 調査結果等の報告と提供

調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害児童やその保護者に説明する。

オ 調査結果を踏まえた対応

学校は、調査の結果をふまえて、被害児童への支援や加害児童への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。